

令和6年1月1日改正

市が洞小校区共生ステーション利用規約

長久手市地域共生ステーション条例第11条及び長久手市地域共生ステーション規則第10条に基づき、市が洞小校区共生ステーション（以下「ステーション」という。）の管理及び運営に必要な事項を定めるものとします。

1 管理運営の基本

ステーションは、住民の誰もが気軽に立ち寄り、語り、利用することができ、地域の住民が地域のことに取り組んでいく開かれた施設です。ここを訪れる地域の人たちに交流が生まれ、地域のことを地域で考えて様々な取り組みを行うための「ちいきの場」とします。

管理運営は、地域住民を主体に構成しステーションを活動の拠点施設とする市が洞小学校区まちづくり協議会と協力していきます。

2 休館日

(1) 通常休館日 年末年始（12月28日から1月4日まで）

(2) 臨時休館日 警報発令時及び施設の清掃や保守点検等のために臨時休館する場合があります。

3 利用時間

(1) 通常利用 毎日（休館日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 夜間利用 事前に利用申請をした場合は、午後9時まで利用することが出来ます。利用の前月の15日までに利用申請手続きをして下さい。

4 施設及び設備等の概要

(1) 施設

会議室1 25㎡

会議室2 25㎡

会議室3 20㎡

会議室4 52㎡

フリースペース

キッチン

ほとぎの里展示コーナー

授乳コーナー（簡易ベッドを備えています。）

駐車場 27台

（2）設備等

インターネット環境 FREE Wi-fi

印刷機 1台（有料。印刷用紙は、各自で持参してください。）

ノートパソコン1台

プロジェクター1台

ホワイトボード2台

5 会議室の利用

（1）利用目的

会議室は、各種の会議を始め地域の集会、グループ活動など多目的に利用することができます。

（2）利用時間

利用申請書に記載した利用時間には、後片付けや管理人による点検の時間を含みます。次の利用者のために終了時間を厳守してください。

（3）利用会議室

会議室が4室ありますので、希望の会議室を申し出てください。

ただし、第4会議室の利用は、フリースペースの一部を使用するため、他の会議室の申し込みができない場合のみ利用可能です。（フリースペースを開放しながら行う活動については、その限りではありません。）

（4）利用の登録

① 会議室の利用を希望する者は、あらかじめ利用登録をしてください。ただし、会議室を使用していない場合は、利用登録していなくても使うことができます。

② 登録は「市が洞小校区共生ステーション会議室利用登録申込書」を窓口に提出してください。

③ 会議室利用の登録ができる団体、グループは、次のとおりです。

○市が洞小学校区の自治会、子ども会、シニアクラブ及び自主防災組織

○市が洞小学校区のまちづくりに協力できる団体やグループで、かつ、構成員のうち市内在住、在勤又は在学する者が過半数を占めていること。

④ 登録の翌年度以降にわたって利用を継続したい場合は、毎年度登録を更新してください。

ただし、市が洞小学校区まちづくり協議会、自治会、子ども会、シニアクラブ、自主防災防犯組織及び社会福祉協議会は、代表者に変更がない限り毎年度の登録更新の必要はありません。

(5) 会議室の利用申請

- ① 会議室の利用申請手続きは、別表の通りです。
- ② 申請書の提出後であっても利用内容に疑義が生じた場合には、利用予定の内容を記した書面の提出をお願いすることがあります。
- ③ ステーション全体の利用状況から、会議室をフリースペースとして使用する場合があります。

(6) 会議室の利用変更・取消申請

会議室の利用変更・取消申請の手続きは別表の通りです。

6 フリースペースの利用

(1) 利用方法

フリースペースは、個人でも、グループでも、誰もが気軽に使うことができる「ちいきの場」として、集まる、話す、出会うなど、地域の皆さんと一緒にご利用ください。開館時間内であればいつでも誰でも自由に利用することができます。

多くの方々が利用しますので、この場は特に他の利用者に迷惑をかけるよう譲り合ってご利用ください。

(2) 登録団体の占有利用

利用人数により会議室の利用ができない場合など、登録団体がフリースペースを占有利用する場合があります。この場合は、会議室1, 2をフリースペースの代替えとして確保します。

7 キッチンの利用

(1) 利用目的

市民交流が目的であれば、キッチンを利用して軽食程度の調理をしてみんなで楽しむことができます。

(2) 利用の申し出

キッチンを利用したいときは、受付窓口にキッチン利用の申し出をしてください。

なお、キッチンの利用が重複した場合は、譲り合って利用してください。

(3) 利用上の注意事項

- ① 食物アレルギーなど、他の多くの利用者に影響する懸念のある食材の利用はご遠慮ください。
- ② 備え付けの鍋、皿などはご自由にお使いください。利用後は、洗浄のうえ元の場所に戻してください。
- ③ 調理後のごみは、各自で持ち帰ってください。

8 インターネット (FREE Wi-fi) の利用

ID 及びパスワードについては、館内に掲示されたものをご利用ください。パスワードは随時変更します。

9 館内の飲食

打ち合わせや会議などに際して、アルコール類を除く軽食程度の飲食をすることができます。ただし、飲食のみを目的とした利用はできません。

10 迷惑行為の禁止

多くの方々が様々な目的で施設を利用するため、走り回る、物を投げる、不要な大きな音・声を出す、異臭を放つなど、ほかの利用者への迷惑にならないよう注意してください。

1.1 利用目的による利用の制限

営利目的、政治目的及び宗教目的の活動で施設を利用することはできません。

1.2 遵守事項

- (1) 市が洞小校区共生ステーションの敷地内は禁煙です。
- (2) 市が洞小校区共生ステーションの建物内での飲酒はできません。
- (3) 施設内に許可なく私物を保管することはできません。また、施設管理上の責によらない私物の紛失、破損等が生じても、施設は責任を負いません。
- (4) 施設の利用後は後片付けを行い、机、椅子の配置など利用されたものは元に戻してください。ごみは各自で持ち帰ってください。

(別表)

手続き項目	書類の名称	受付・交付時期	内 容
会議室の利用登録	共生ステーション 会議室利用登録申 込書	○会議室利用申請 の1か月前	○利用を希望するときは、あらかじめ申請書を持参して受付窓口に提出してください。 ○翌年度以降も利用を継続したいときは、毎年度登録を更新してください。
会議室の利用申請	長久手市地域共生 ステーション会議 室利用申請書	○市民が地域活動を行うために利用するときは、利用日の3か月前から当日まで。 ※市が洞小学校区まちづくり協議会及び市が主催する会議、イベント等については、その限りではありません。 ○夜間利用の場合は、利用日の前月15日まで。	○申請書を持参して受付窓口に提出してください。 ○申請書提出に先立って電話による仮予約をすることができますが、電話申し込みの翌日から3日以内に利用申請書の提出がない場合は、仮予約の効力を失います。
利用許可書の交付	長久手市地域共生 ステーション会議 室利用許可書	利用申請を受理したとき	○申請書が受理され次第許可書を交付します。
使用料の減免申請	長久手市地域共生 ステーション会議 室使用料減免申請 書	会議室利用申請と 同時	○会議室利用申請と同時に受付窓口に提出してください。
減免通知書の交付	長久手市地域共生 ステーション会議 室使用料減免通知 書	減免申請を受理したとき	○減免申請が受理され次第通知書を交付します。

手続き項目	書類の名称	受付・交付時期	内 容
利用の変更・取り消し申請	長久手市地域共生ステーション会議室利用変更・取消申請書	変更・取り消しをしようとするとき	○申請書を持参のうえ、受付窓口へ提出してください。(電話による仮申請ができますが、仮申請の翌日から3日以内に申請書の提出が必要です。)
変更・取消許可書の交付	長久手市地域共生ステーション会議室利用変更・取消許可書	変更・取消申請を受理したとき	○変更・取消申請が受理され次第許可書を交付します。
キッチン利用（調理）	申請書の提出は不要です。(※)	※事前にご相談ください。	